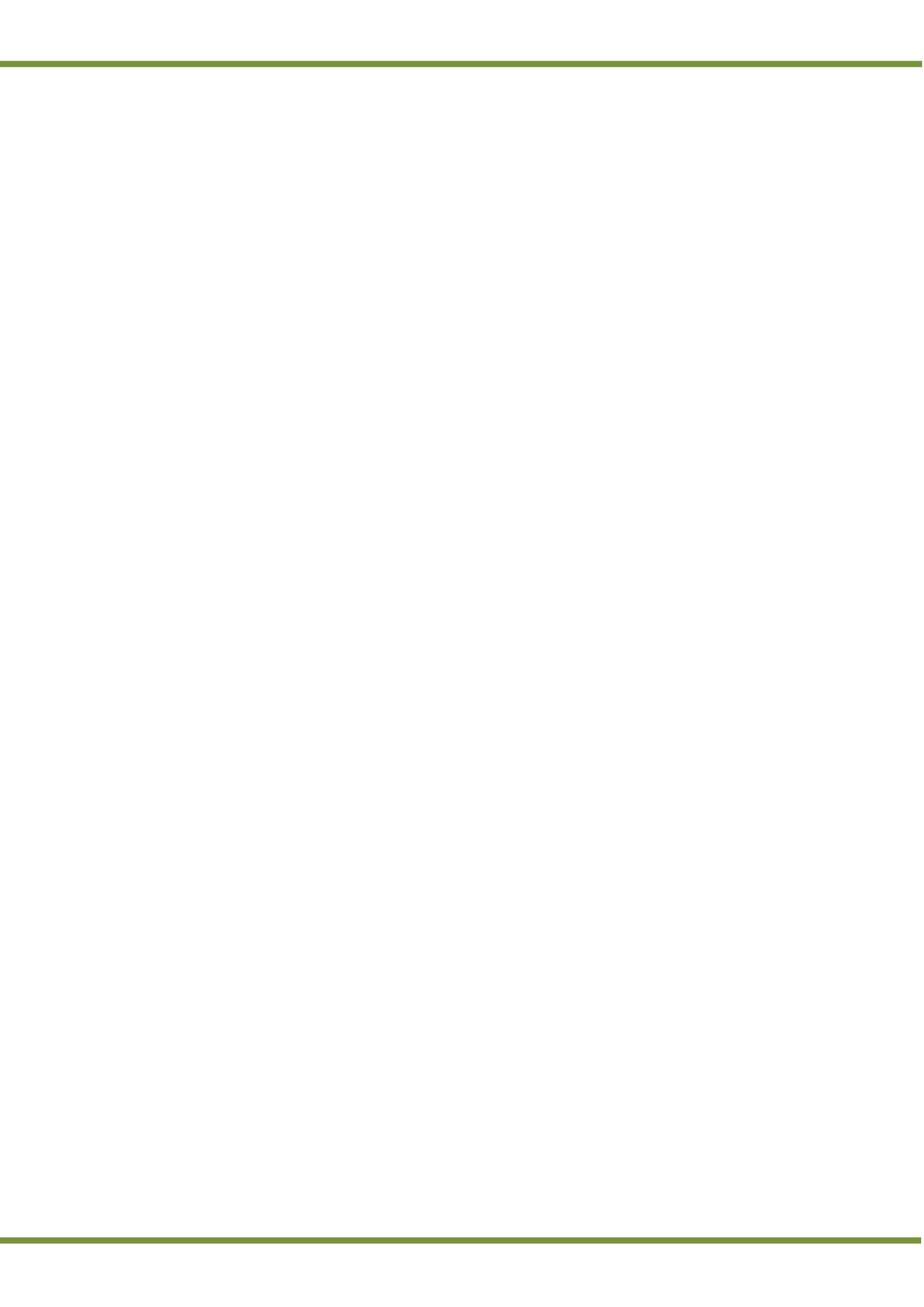


第2次釧路市 緑の基本計画

水と緑に囲まれたまちをみらいに向けて育て、
一人ひとりが豊かに暮らし続ける緑のまちづくり





目 次

第1章	緑の基本計画の概要	
1	計画の目的	2
2	策定の経緯	2
3	計画の位置づけと目標年次	3
4	対象とする「緑」	4
5	緑の機能、効果	5
6	計画の全体構成	6
第2章	緑の現況と課題	
1	釧路市の概要と緑の現況	8
2	緑の課題について	26
第3章	基本理念と緑の将来像	
1	計画の体系	32
2	基本理念	34
3	緑の将来像	35
第4章	計画の基本方針と緑のまちづくりの取組み	
1	計画の基本方針	42
2	緑のまちづくりの取組み	43
第5章	計画の目標	
1	目標の設定	58
	資料編	61

本文中の*印は、資料編の「用語解説」に掲載している語を示します。



第1章 緑の基本計画の概要

第1章 緑の基本計画の概要

1 計画の目的

「緑の基本計画」は、*都市計画区域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に係る取組みを総合的かつ計画的に実施するために、

- ① 緑地の保全及び緑化の目標
- ② 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- ③ *都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

を定めることによって、市民及び事業者の理解と協力を得ながら、良好な都市環境の形成を図り、市民の健康で文化的な都市生活を確保することを目的としています。

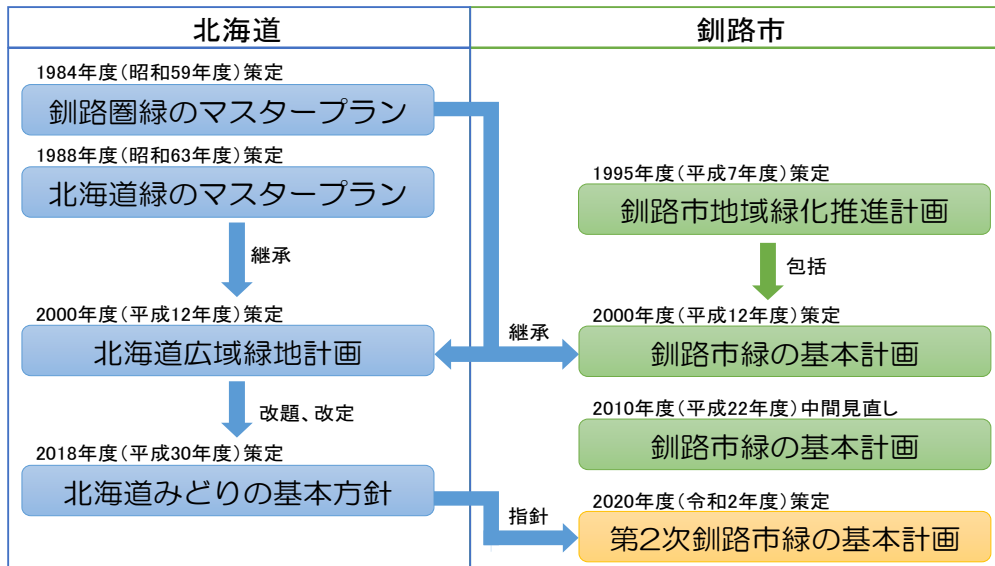
「釧路市緑の基本計画」では、*都市計画区域のみならず、豊かな自然を有する阿寒地域、音別地域を含めた行政区域全体を計画の対象区域とします。

2 策定の経緯

本市では、2001年(平成13年)3月に、次世代に引き継ぐべき緑豊かなまちづくりを市民とともに進めるため「釧路市緑の基本計画」を策定しました。その後、2011年(平成23年)3月に中間見直しを行い、2020年度(令和2年度)をもって計画期間の満了を迎えたことから、社会経済情勢の変化や上位計画との整合を図るための整理を行うとともに、これまで確保されてきた公園緑地などの維持管理及び保全に関する取組みを市民、事業者、行政が互いの役割分担を図りながら協働で推進するため、新たな「釧路市緑の基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

また、公園に関し、時代の変化に伴い多様化するニーズへの対応や、適切な維持管理の継続に資する管理コスト低減の取組みを進めるため、2025年度(令和7年度)に本計画を改定しました。

図 「釧路市緑の基本計画」策定の経緯

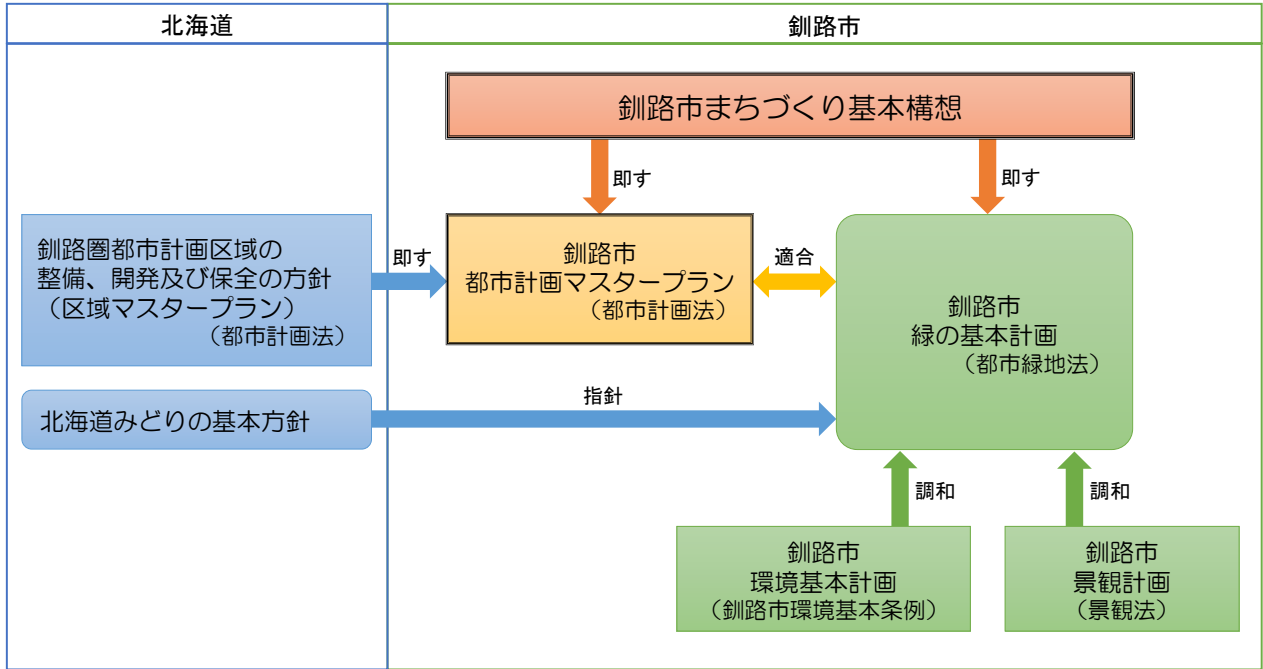


3 計画の位置づけと目標年次

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「*釧路市まちづくり基本構想」「*釧路市都市計画マスタープラン」における緑に関する方針を具体化する計画として位置づけられるものです。

図 「釧路市緑の基本計画」の位置づけ



(2) 計画の目標年次

本計画の目標年次は、20年後の2040年度(令和22年度)とし、社会経済情勢の変化などにより必要に応じて計画の見直しを検討します。

表 各計画の目標年次

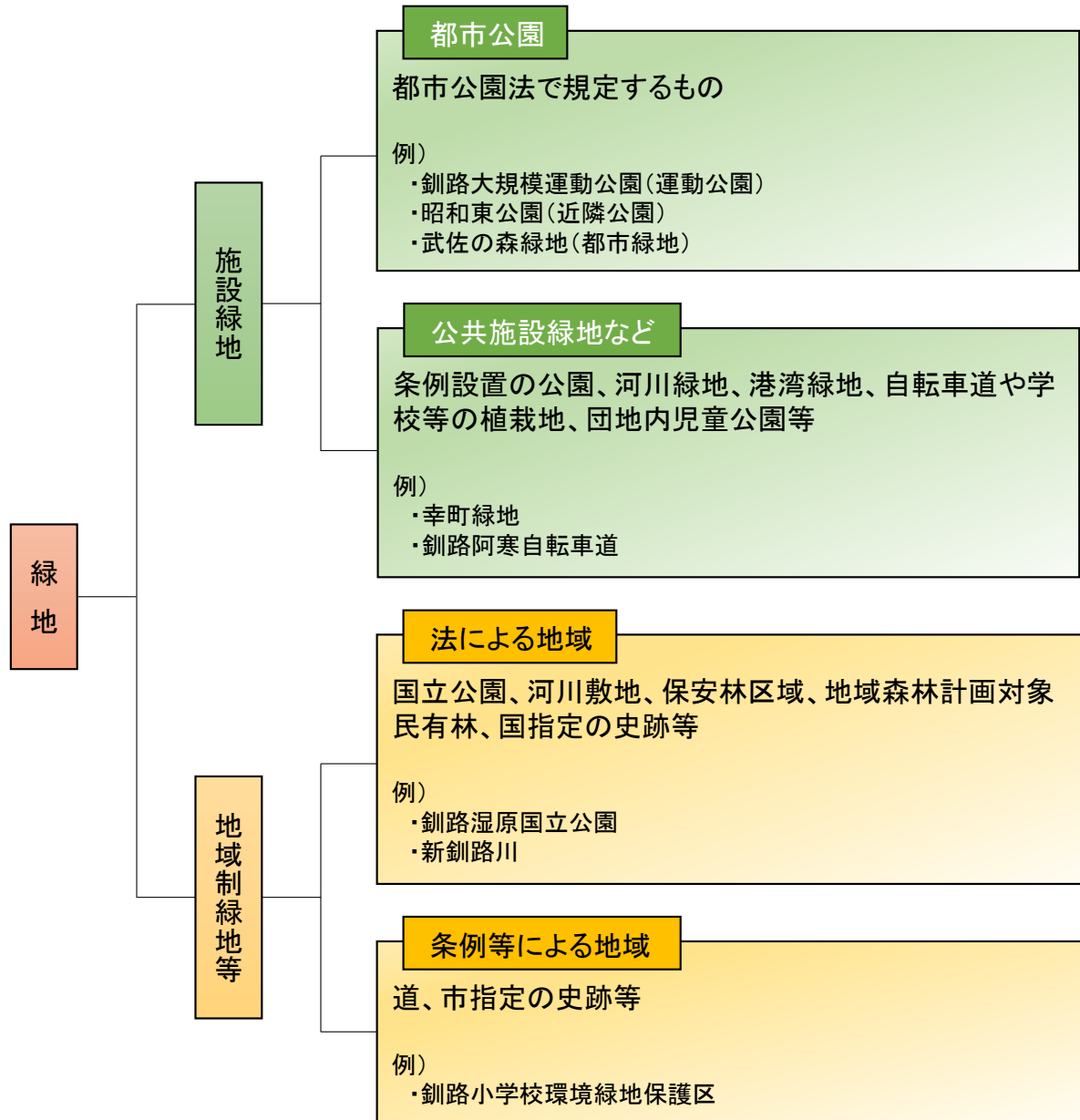
計画名	目標年次
釧路市まちづくり基本構想	2027年度(令和9年度)
釧路市都市計画マスタープラン	2040年度(令和22年度)
釧路市緑の基本計画	2040年度(令和22年度)



4 対象とする「緑」

本計画が対象とする「緑」とは、※都市緑地法で規定される「緑地」とします。「緑地」とは、『樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの』（都市緑地法第3条第1項）とされており、下図のように分類されます。

図 対象とする「緑」の分類



※農地であるものを含む

5 緑の機能、効果

一般的に、緑地の持つ機能、効果は大きく4つに区分されます。

(1) 環境への効果

公園や樹林地、道路の街路樹、水辺などの緑は生物の生息場所であり、それらの緑が繋がることで移動経路となり、都市における生物多様性の確保に大きく貢献しています。

また、樹木等の緑は※温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止する重要な役割を果たしています。

パンクル沼(音別地域)



(2) 健康、レクリエーション機能

緑は、子供たちの遊び場や、多様な世代の散策の場、休息の場、憩いの場、また、余暇活動やスポーツ、健康づくりのための活動の場として重要な役割を果たしています。

昭和中央公園



(3) 景観創出効果

公園や街路樹、水辺などの緑は、良好な都市景観を創出しています。また、山や川などの緑は地域の美しい風景を構成し、景観形成に重要な役割を果たしています。

幸町公園通



(4) 防災機能

公園や緑地等のオープンスペース、街路樹等は、火災の延焼防止機能や地震、水害等の大規模災害時に人々の命を守る重要な防災空間として機能します。

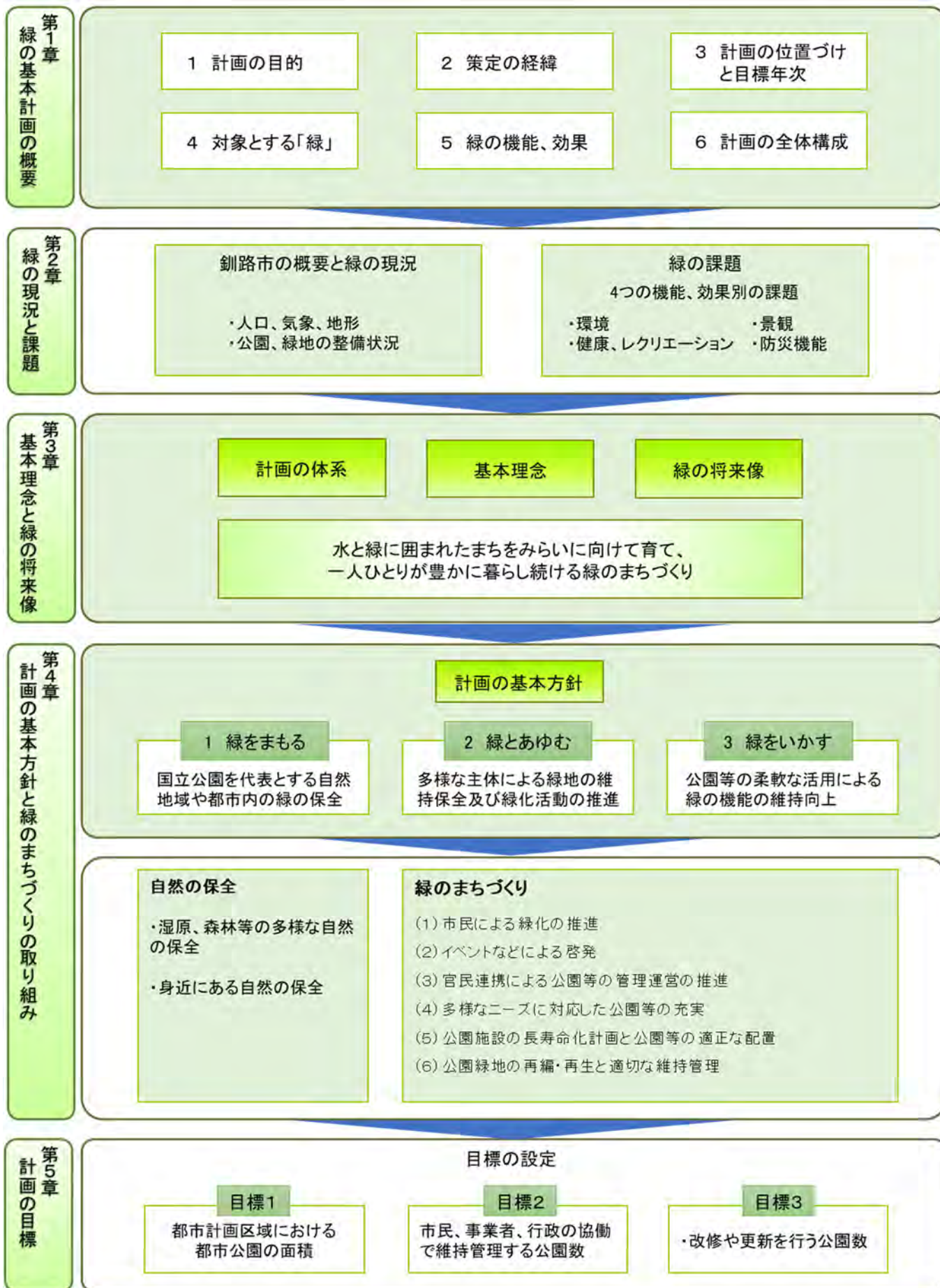
また、森林や湿地及び農地等の緑は、土砂災害の防止、洪水の緩和等の防災機能を有しています。

釧路大規模運動公園



6 計画の全体構成

本計画の全体構成は、下図のとおりです。



第2章 緑の現況と課題

第2章 緑の現況と課題

1 釧路市の概要と緑の現況

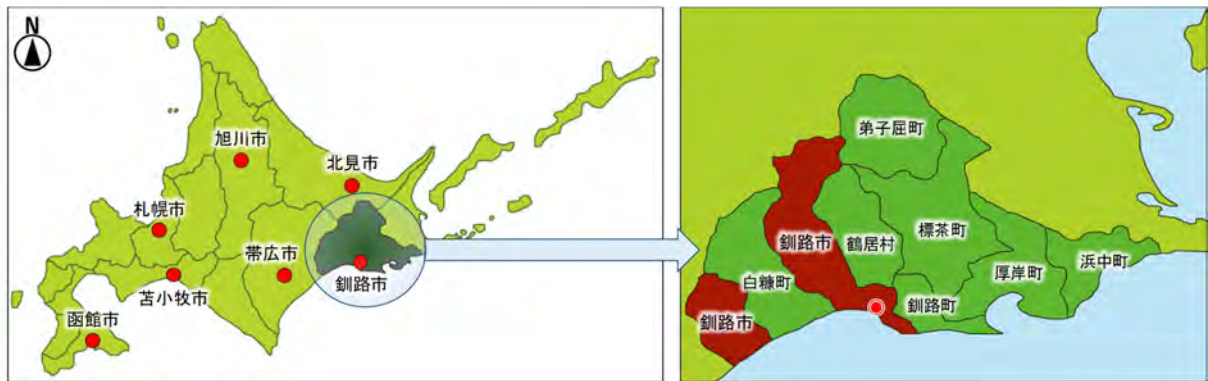
(1) 市勢

本市は北海道太平洋岸東部に位置し、2005年(平成17年)10月、旧釧路市、旧阿寒郡阿寒町、旧白糠郡音別町が合併し、全国でも有数の広い面積を持つ市となり、行政区域全体の面積は136,329haとなっています。(2020年(令和2年)7月1日現在)

国内有数の水揚げ量を誇る漁業、酪農業、林業、石炭産業、紙・パルプ工業、観光業を基幹産業として、行政、商業業務、医療福祉、教育文化等の機能が集積した、ひがし北海道の拠点都市として発展してきました。

また、阿寒摩周国立公園、釧路湿原国立公園の2つの国立公園のほか、森林、湖沼、太平洋等、雄大な自然に恵まれています。

図 釧路市の位置図



(2) 人口の動向

本市の人口は、2015年(平成27年)国勢調査で174,742人、世帯数82,078世帯となっています。

人口の推移をみると、1980年(昭和55年)まで増加傾向にありましたが、その後は減少しています。世帯数については2000年(平成12年)までは増加し、2005年(平成17年)には一旦減少傾向に転じましたが、2015年(平成27年)には再び微増しています。

また、1世帯当たりの人員は2.13人と減少傾向が続いており、核家族化、少子化の進行、単身世帯の増加といった世帯形態の変化が要因と考えられます。

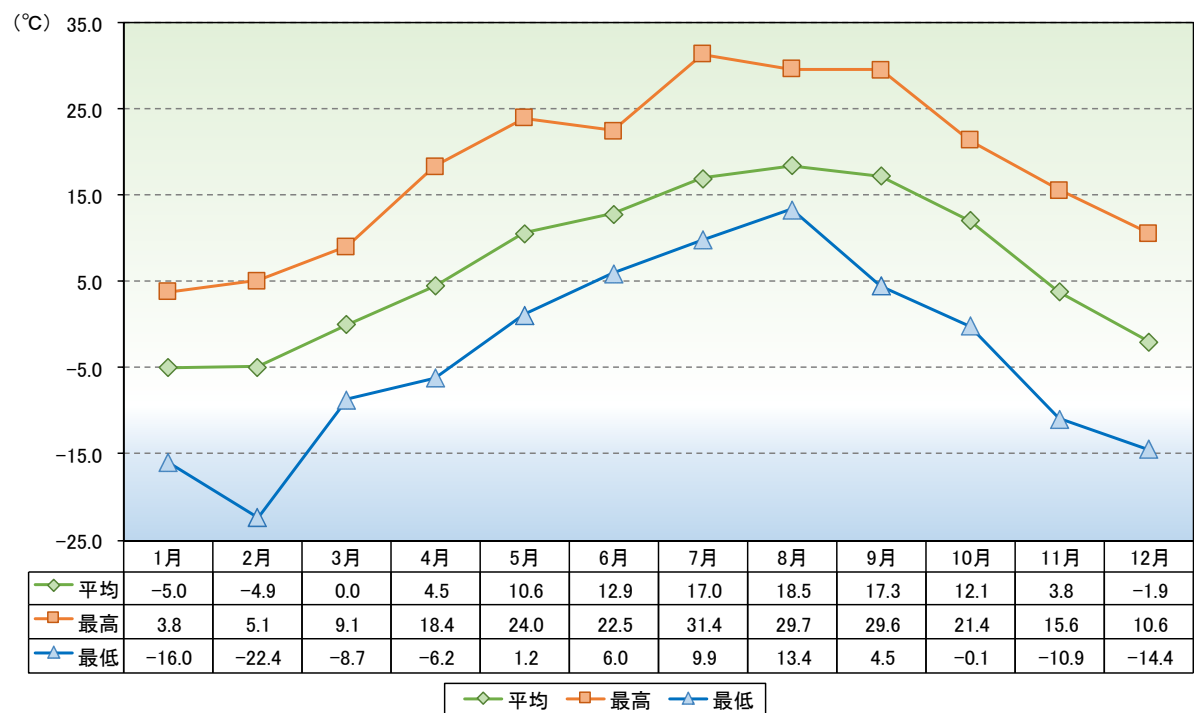
(3) 気候の概要

本市の気候は、千島列島に沿って南下し釧路沖や三陸沖まで達する寒流である親潮の影響を受け一般に冷涼です。樹木の成長期である6月から8月にかけて、海霧が発生しやすく日照時間が少ないため、夏季は多湿な気候となります。9月から10月にかけては比較的晴天が続く、11月から翌年3月にかけては晴天、乾燥が続きます。冬季間は寒さが厳しく積雪はそれほど多くないため、土壌の深い部分まで凍結します。

年間の日照時間は2,000時間前後ですが、樹木等の成長期間外である冬季に多くなっています。平均降水量は年間1,100mm前後で、ほぼ道内平均並みとなっており、降雪は11月下旬から翌年4月下旬まで見られ、降雪深の合計は過去5年間の平均で112cmであり、道内の他都市と比べて極めて少なくなっています。

なお、内陸に位置する阿寒地域では年間を通して寒暖の差が大きく、平均降水量は年間1,300mm強で、降雪深の合計は過去5年間の平均で中徹別で250cm、阿寒湖畔で380cmとなっています。

図 月別平均気温(釧路地域、2019年(令和元年))



※気象庁ホームページ「各種データ・資料」による



釧路地域、阿寒地域、音別地域の最近5年間の気象概況は、下表のとおりです。

表 気象概況(釧路地域の2015年(平成27年)から2019年(令和元年))

観測所名：釧路

年月	気温[°C]			降水量 [mm]	雪[cm]		日照 時間 [h]	霧日数 [日]
	平均	最高	最低		降雪量 合計	最深 積雪		
2015 (H27)	7.7	29.3	-16.4	1,158.0	140	39	1,932.5	89
2016 (H28)	7.0	30.3	-18.6	1,498.0	126	30	2,046.1	94
2017 (H29)	6.7	30.6	-19.0	883.0	109	34	2,128.8	83
2018 (H30)	7.2	30.1	-16.9	1,136.5	123	30	1,914.6	94
2019 (R1)	7.1	31.4	-22.4	1,098.0	63	21	2,143.0	84
1月	-5.0	3.8	-16.0	17.5	23	12	208.0	2
2月	-4.9	5.1	-22.4	17.5	17	21	191.6	1
3月	0.0	9.1	-8.7	26.5	15	9	205.8	3
4月	4.5	18.4	-6.2	55.5	1	1	230.7	7
5月	10.6	24.0	1.2	95.0	0	0	241.1	15
6月	12.9	22.5	6.0	92.0	0	0	131.8	13
7月	17.0	31.4	9.9	80.5	0	0	84.1	14
8月	18.5	29.7	13.4	370.5	0	0	105.6	12
9月	17.3	29.6	4.5	70.5	0	0	200.3	8
10月	12.1	21.4	-0.1	183.0	0	0	161.0	5
11月	3.8	15.6	-10.9	53.5	0	0	208.6	2
12月	-1.9	10.6	-14.4	36.0	7	6	174.4	2

※気象庁ホームページ「各種データ・資料」による

表 気象概況(阿寒地域、音別地域の2015年(平成27年)から2019年(令和元年)の平均値)

観測所名	気温[°C]			降水量 [mm]	雪[cm]		日照 時間 [h]
	平均	最高	最低		降雪量 合計	最深 積雪	
阿寒	-	-	-	1,338.1	-	-	-
中徹別	6.1	34.4	-23.6	1,300.6	250	79	1,831.9
阿寒湖畔	4.6	33.1	-27.1	1,166.9	380	109	1,736.6
音別二俣	-	-	-	1,264.3	-	-	-

※気象庁ホームページ「各種データ・資料」による



第1章 緑の基本計画の概要
第2章 緑の現況と課題
第3章 基本理念と緑の将来像
第4章 計画の基本方針と緑のまちづくりの取組み
第5章 計画の目標

(4) 地形の概要

本市の地形は、太平洋に面する海岸線、その背後の低地、丘陵地と台地、北部の火山地等からなっています。

① 丘陵地、台地の地形

釧路川の東部には根室段丘と呼ばれる海岸段丘が広がっています。また、釧路湿原の北西部に鶴居丘陵、西部には白糠丘陵が釧路平野を取囲むように分布し、十勝地方との境界付近まで発達しています。さらに、これらより一段低い釧路段丘が低地に接しています。

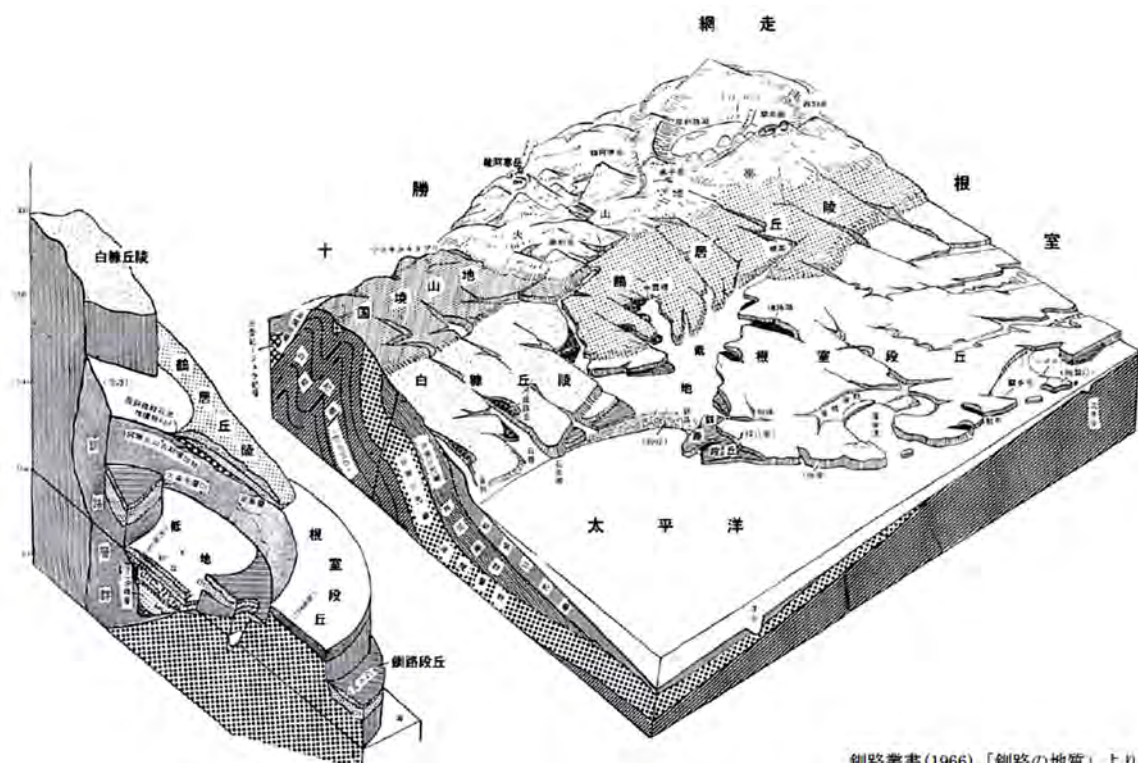
② 低地の地形

低地は、海岸線の砂丘地とそれに連続する河口域の沖積地、そして釧路湿原の泥炭地で構成されています。また、仁々志別川、阿寒川、音別川、尺別川沿いの低地には、農耕地に適した平野が広がっています。

③ 火山地の地形

火山地は、阿寒地域の北部に広がり、雌阿寒岳をはじめとする火山のほか、カルデラ湖の阿寒湖、パンケトー、ペンケトーなどの湖沼が点在しています。

図 地形地質概念図



釧路叢書(1966)「釧路の地質」より
※釧路市環境白書(令和元年度版)より

(5) 緑の構成

本市の主な緑は豊かな自然環境を有する森林や湿原、平野部の農地、自然と市街地を結ぶ河川、そして市街地やその周辺の緑地から構成されています。



(6) 施設緑地の整備状況

本計画で*都市計画区域内の施設緑地に位置づけられる都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地の合計は329か所、面積は536.1haとなっています。

市民一人当たりの*都市公園等の面積は、*都市計画区域で27.5m²/人となっています。これまで*街区公園や*近隣公園等の市民の身近な公園や、市民全般を対象とした*総合公園や*運動公園等の整備が進められてきました。

表 都市公園の整備状況(2020年(令和2年)3月31日現在)

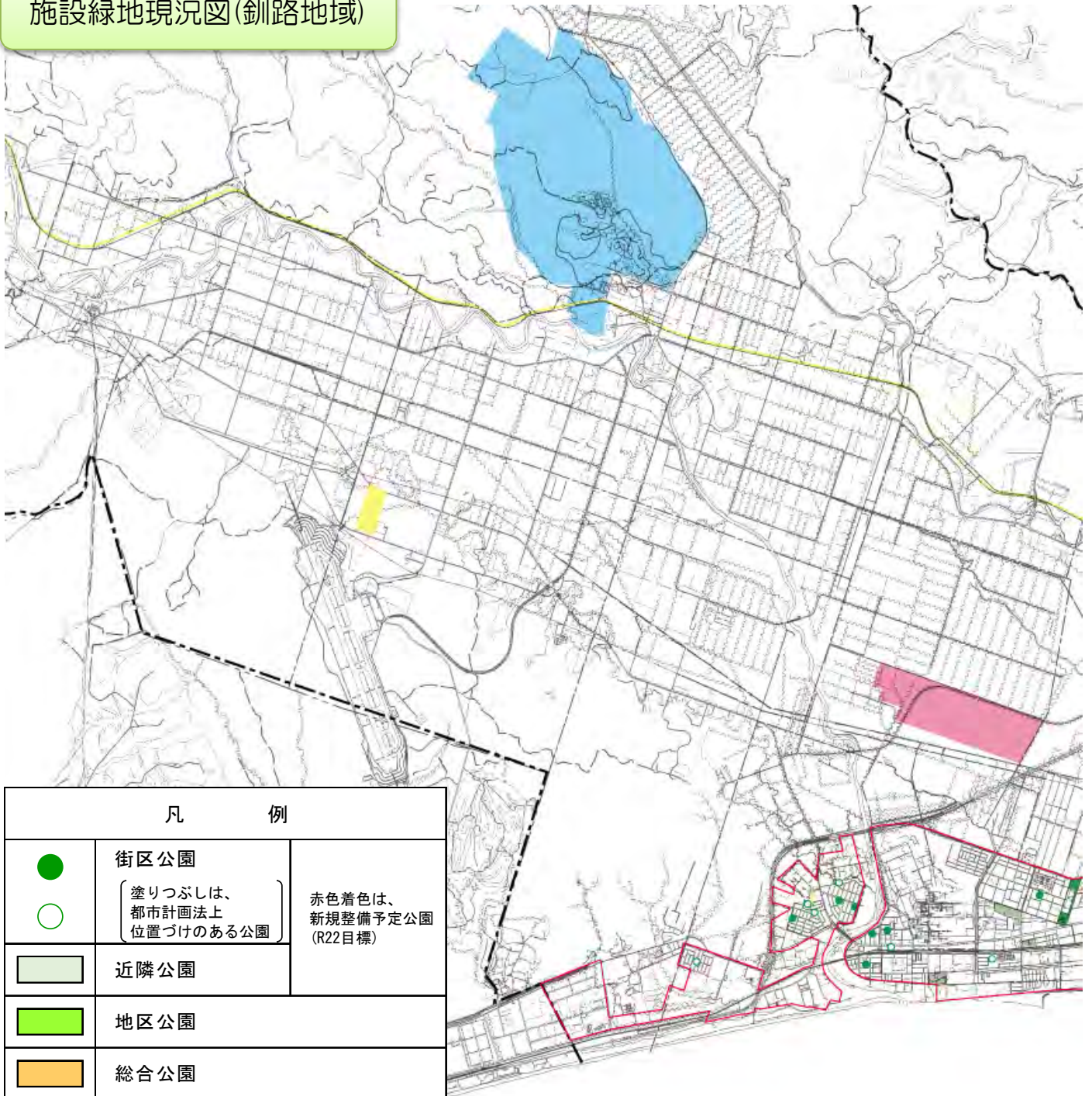
施設緑地種別		市街化区域		都市計画区域	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
人口		157,900		160,300	
街区公園	街区公園	206	41.18	207	41.30
	近隣公園	15	26.00	15	26.00
	地区公園	5	27.20	5	27.20
住区基幹公園	計	226	94.38	227	94.50
総合公園	総合公園	3	55.10	3	55.10
	運動公園	0	0.00	1	66.55
都市基幹公園	計	3	55.10	4	121.65
特殊公園	歴史公園	1	0.63	1	0.63
	その他	0	0.00	1	36.80
特殊公園	計	1	0.63	2	37.43
緩衝緑地		3	1.57	3	1.57
都市緑地		14	23.15	18	78.05
都市林		0	0.00	1	108.20
都市公園	計	247	174.83	255	441.40
公共施設緑地		70	65.80	71	75.60
民間施設緑地		3	19.10	3	19.10
施設緑地		320	259.73	329	536.10
市民一人当たりの 都市公園面積 (m ² /人)		11.1		27.5	

また、阿寒地域、音別地域には、釧路市ふれあい公園条例や釧路市憩いの森条例に基づいて設置、管理されている公園や運動公園等の公共施設緑地があります。

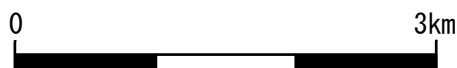
表 阿寒、音別地域の公園緑地の整備状況(2020年(令和2年)3月31日現在)

地域名		条例による公園		その他公共施設		合計	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
阿寒地域	阿寒地域	12	12.26	2	11.20	14	23.46
	音別地域	3	0.87	4	9.73	7	10.60
公園緑地	計	15	13.13	6	20.93	21	34.06

施設緑地現況図(釧路地域)



凡 例	
●	街区公園 塗つぶしは、 都市計画法上 位置づけのある公園
○	赤色着色は、 新規整備予定公園 (R22目標)
■	近隣公園
■	地区公園
■	総合公園
■	運動公園
■	特殊公園
■	都市緑地
■	緩衝緑地
■	都市林
■	公共施設緑地
---	市域
□	市街化区域



第1章 緑の基本計画の概要
第2章 緑の現況と課題
第3章 基本理念と緑の将来像
第4章 計画の基本方針と緑のまちづくりの取組み
第5章 計画の目標

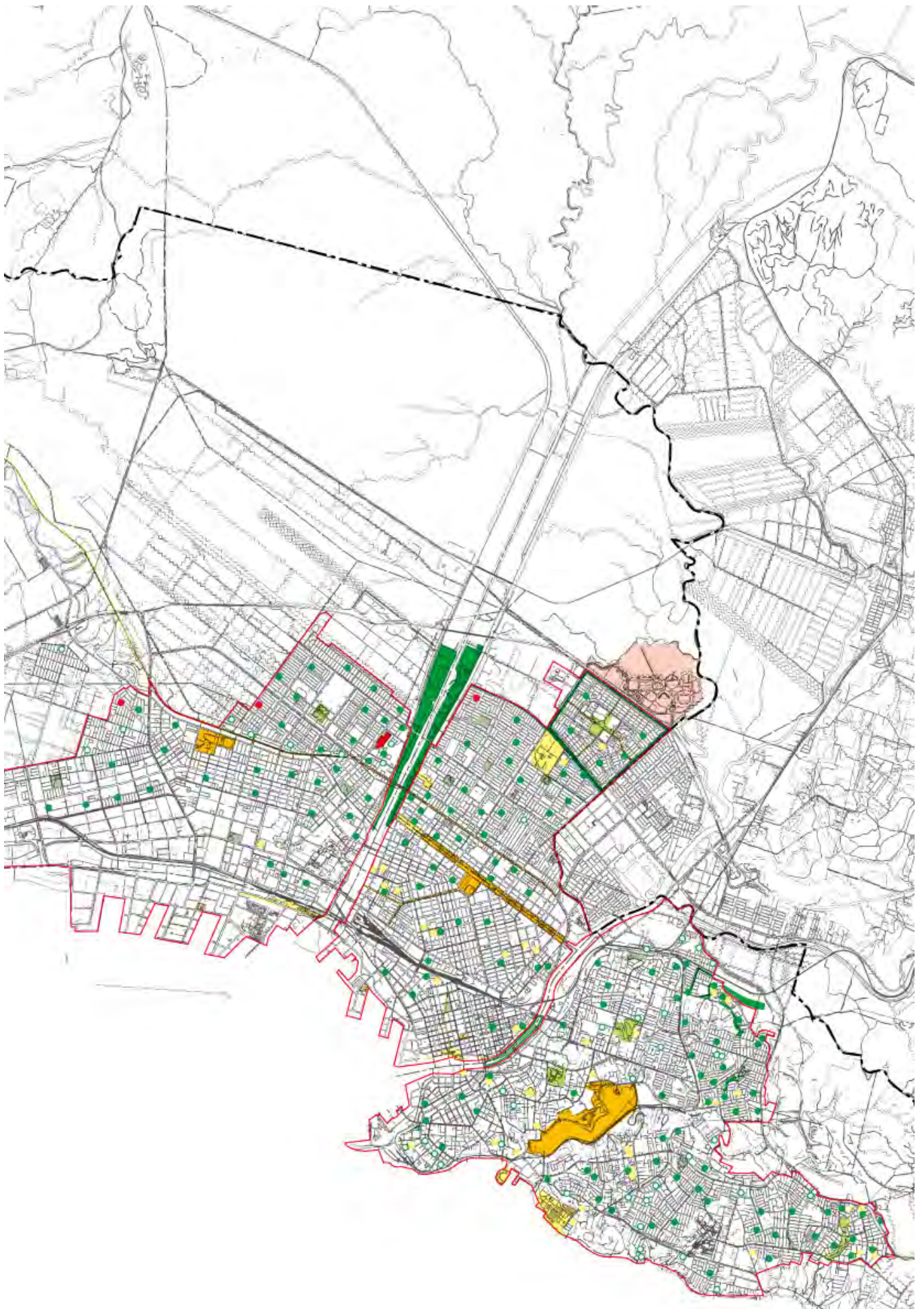
第1章
緑の基本計画の概要

第2章
緑の現況と課題

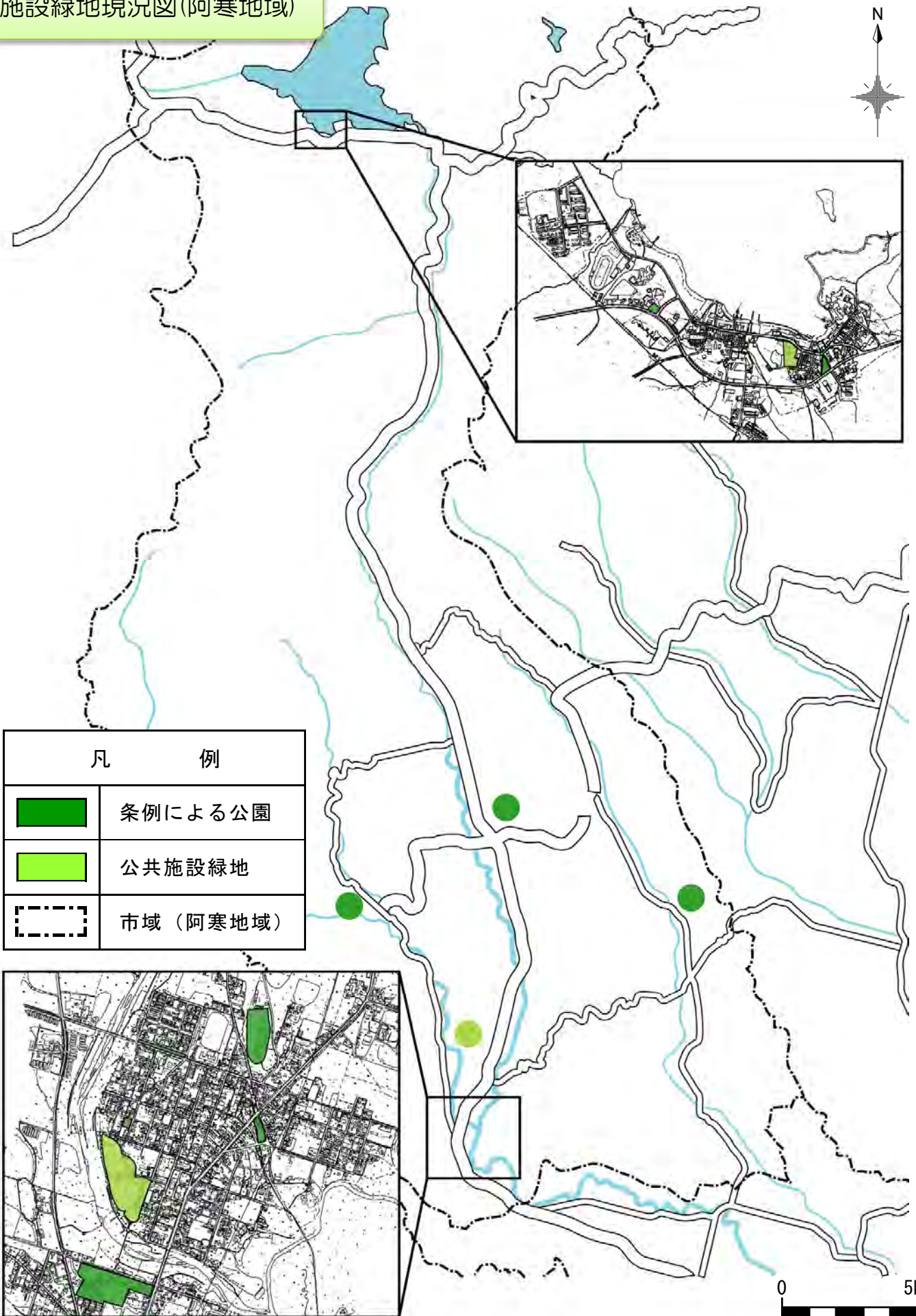
第3章
基本理念と緑の将来像


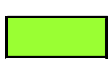

第4章
計画の基本方針と
緑のまちづくりの取組み

第5章
計画の目標



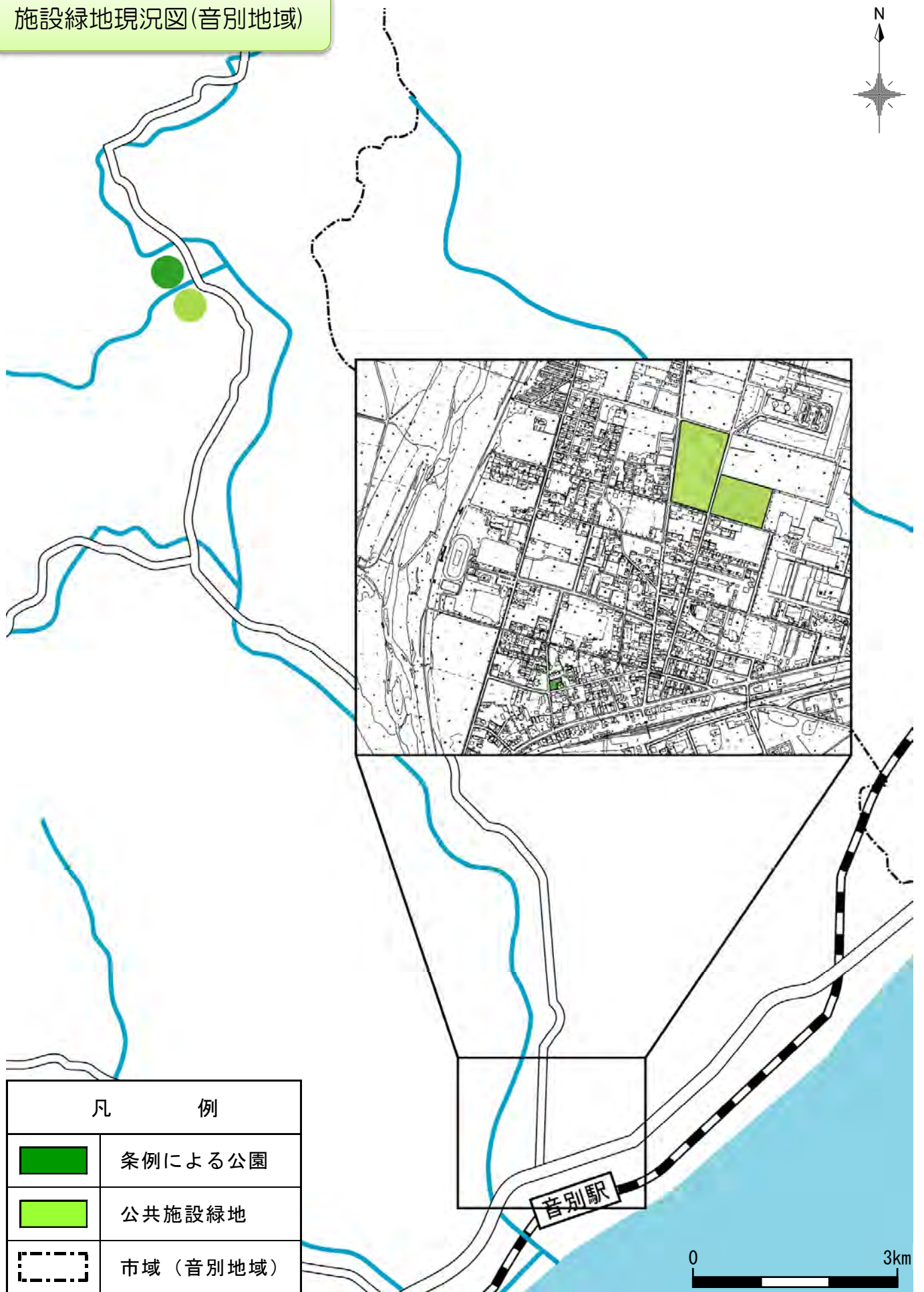
施設緑地現況図(阿寒地域)






凡 例	
	条例による公園
	公共施設緑地
	市域(阿寒地域)



施設緑地現況図(音別地域)



凡	例
	条例による公園
	公共施設緑地
	市域(音別地域)

(7) 地域制緑地の指定状況

本市における*自然公園法に基づく指定は、阿寒摩周国立公園が約 25,600ha、釧路湿原国立公園が約 2,600ha となっています。*都市計画区域内における*森林法に基づく*保安林が約 2,400ha、*地域森林計画対象民有林が約 5,300ha となっています。その他法によるものは、*文化財保護法により記念物に指定されている史跡で、緑地として扱えるものとして、モシリヤチャシ跡、鶴ヶ岱チャランケチャシ跡などがあります。

また、市街地における環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護のため、*北海道自然環境等保全条例に基づき、釧路小学校が*環境緑地保護地区として指定されています。

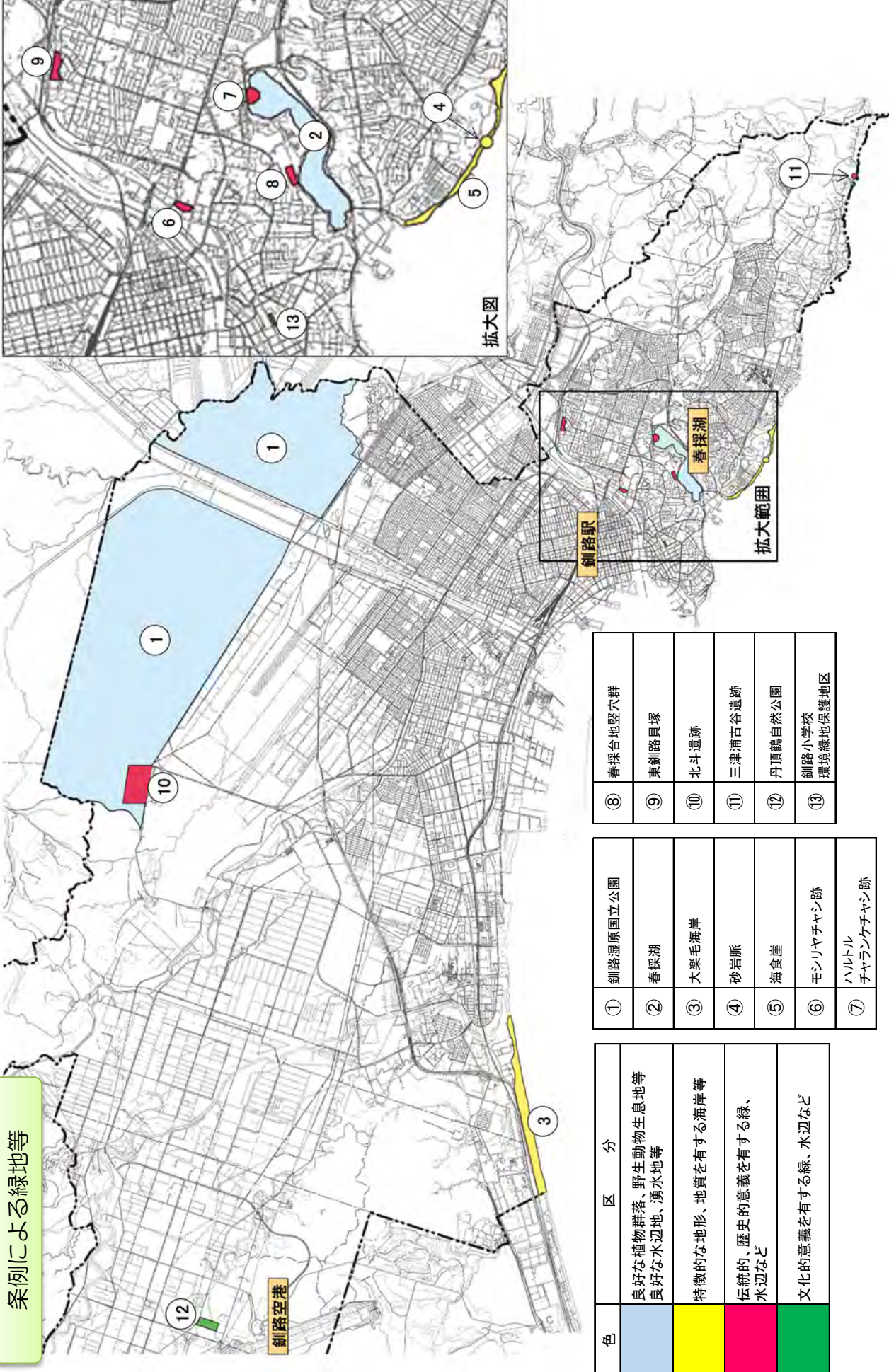
表 都市計画区域における地域制緑地の指定状況(2020年(令和2年)3月31日現在)

施設緑地種別	区域区分	市街化区域		都市計画区域	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
国立公園地域		0	0.00	1	2,595.00
河川敷地		2	24.10	6	776.90
保安林 ¹⁾		1	5.40	1	2,388.07
地域森林計画対象民有林 ¹⁾		1	11.80	1	5,292.85
その他法によるもの		4	4.60	6	33.50
法によるもの	計	8	45.90	15	11,086.32
環境緑地保護地区		1	0.10	1	0.10
その他条例によるもの		0	0.00	2	3.90
条例によるもの	計	1	0.10	3	4.00
地域制緑地の重複			-5.40		-2,832.73
施設緑地		9	40.60	18	8,257.59

1)…都市計画区域内を一括して1か所とする



モシリヤチャシ跡



条例による緑地等

色	区分
Blue	良好な植物群落、野生動物生息地等 良好な水辺地、湧水地等
Yellow	特徴的な地形、地質を有する海岸等
Pink	伝統的、歴史的意義を有する緑、 水辺など
Green	文化的意義を有する緑、水辺など

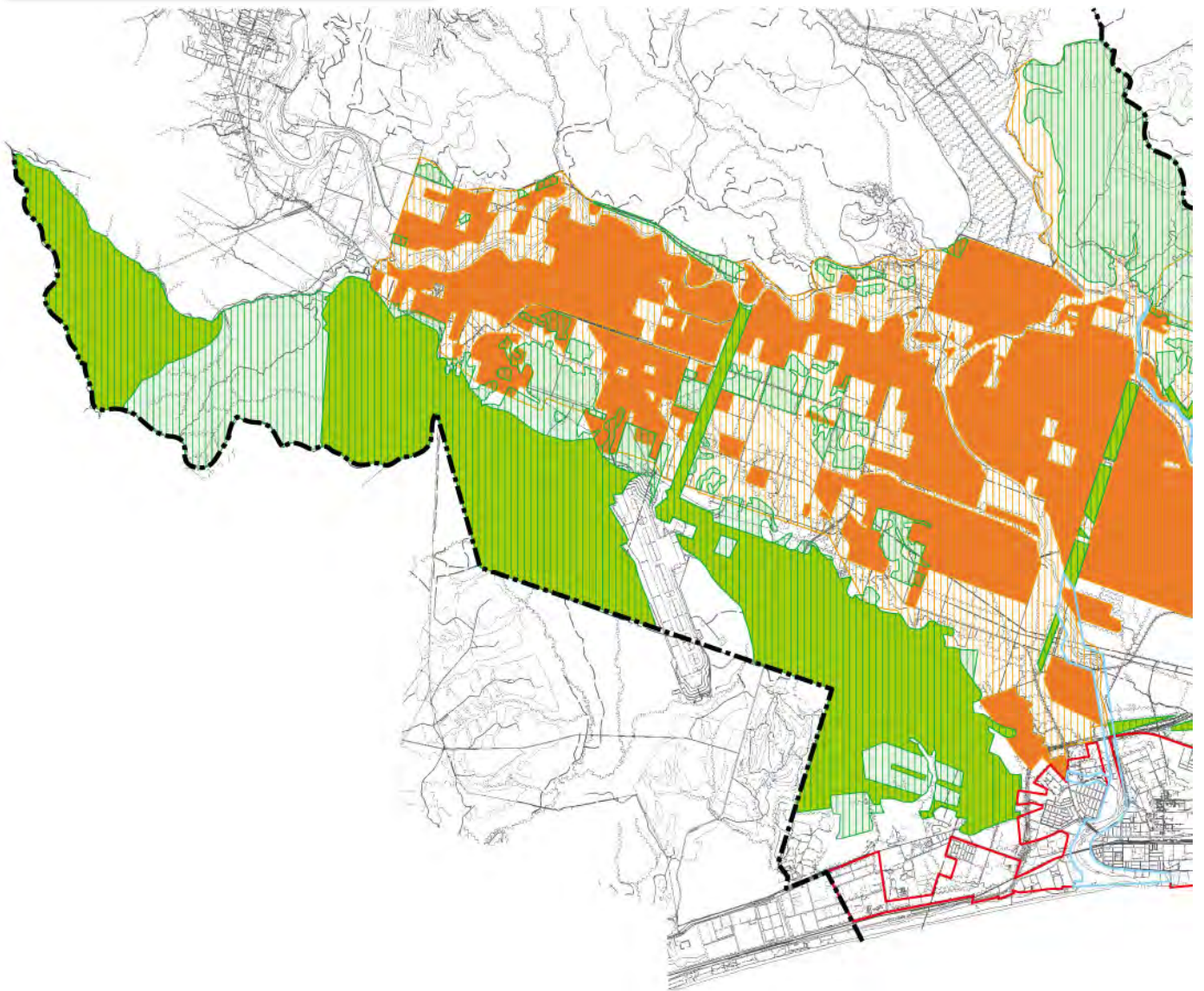
⑧	春探台地堅穴群
⑨	東釧路貝塚
⑩	北斗遺跡
⑪	三津浦古谷遺跡
⑫	丹頂鶴自然公園
⑬	釧路小学校 環境緑地保護地区




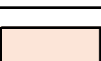

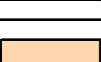


①	釧路湿原国立公園
②	香探湖
③	大菜毛海岸
④	砂岩脈
⑤	海食崖
⑥	モシリヤチャイン跡
⑦	ハルトル チャランケチャイン跡

※環境緑地保護地区：⑬釧路小学校

その他条例によるもの：④砂岩脈、⑩三津浦古谷遺跡

地域制緑地現況図(釧路地域)



凡 例	
	自然公園区域
	森林地域
	保安林区域
	農業振興地域
	農用地区域
	史跡
	市域
	市街化区域



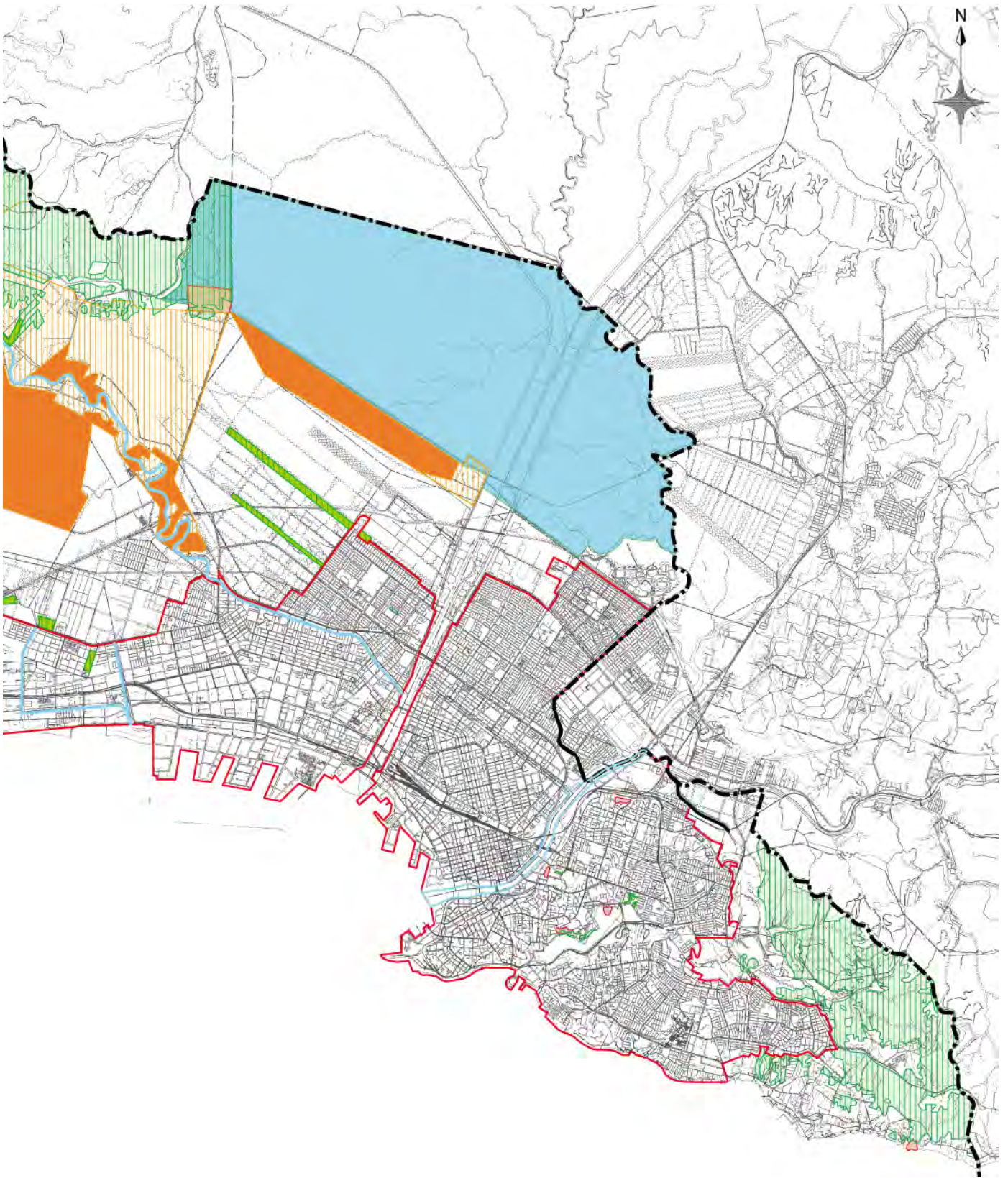
第1章
緑の基本計画の概要

第2章
緑の現況と課題

第3章
基本理念と緑の将来像

第4章
計画の基本方針と
緑のまちづくりの取組み

第5章
計画の目標



第1章
緑の基本計画の概要

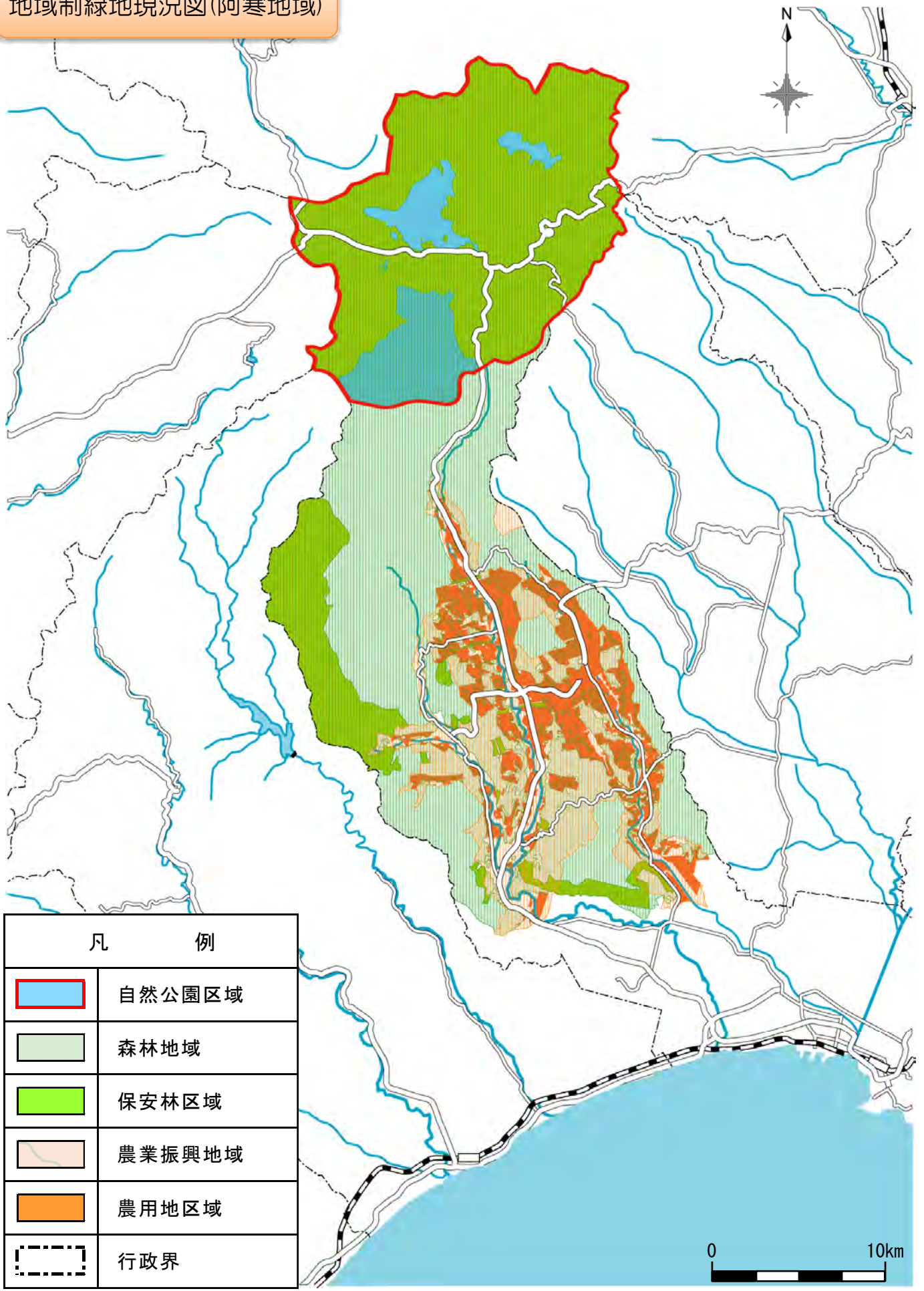
第2章
緑の現況と課題







第3章
基本理念と緑の将来像

第4章
計画の基本方針と
緑のまちづくりの取組み

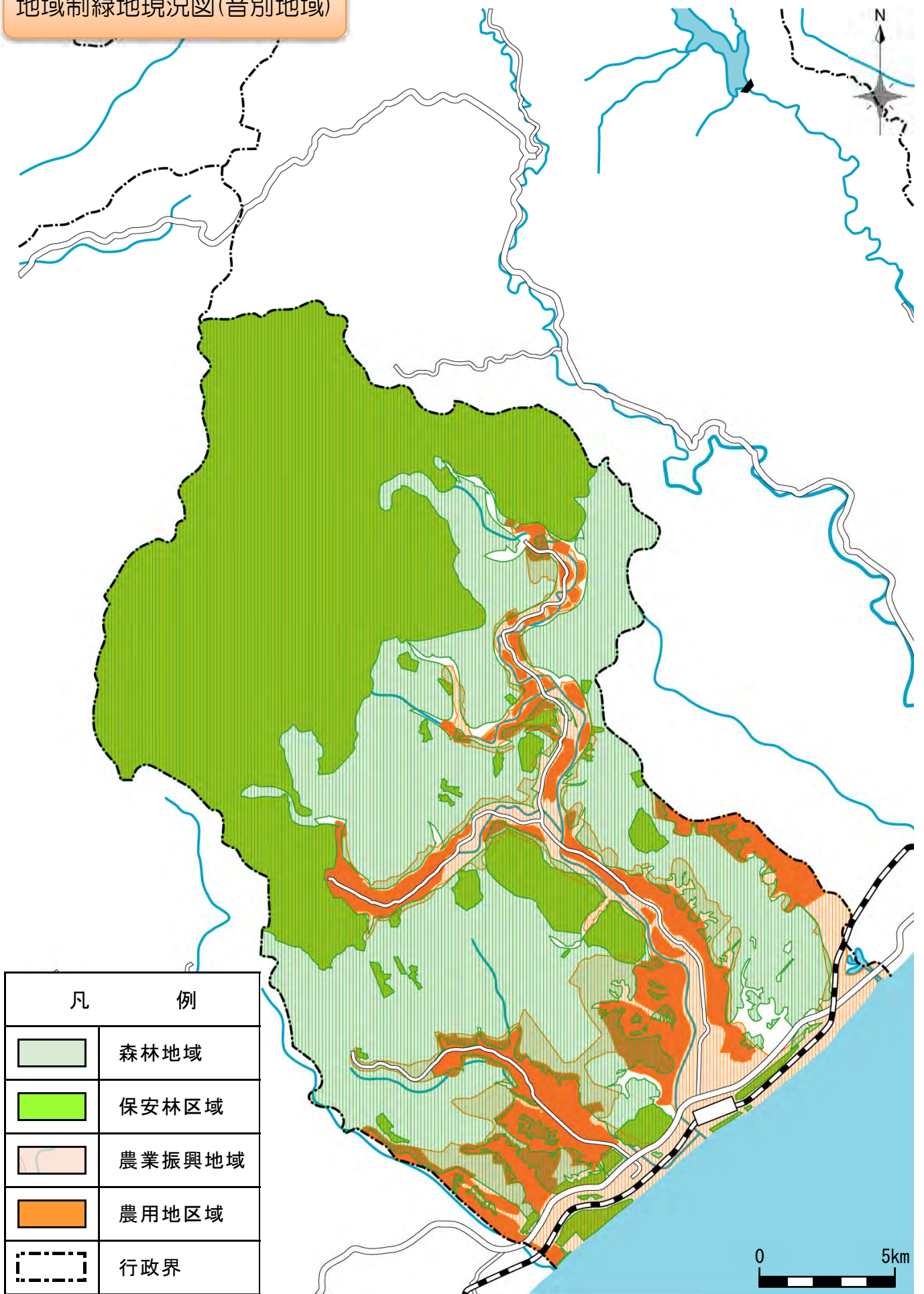
第5章
計画の目標

地域制緑地現況図(阿寒地域)



凡 例	
	自然公園区域
	森林地域
	保安林区域
	農業振興地域
	農用地区域
	行政界

地域制緑地現況図(音別地域)



第1章

緑の基本計画の概要

第2章

緑の現況と課題

第3章

基本理念と緑の将来像

第4章

計画の基本方針と
緑のまちづくりの取組み

第5章

計画の目標

(8) 緑に関する市民意識

本市では、これまで進めてきた「市民と行政の協働による緑化活動」の考え方をさらに深めて、「市民が主体の緑化活動」の推進を図ることとしています。

一方、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化により、公園樹や街路樹等の市街地の緑に対する価値観やニーズが多様化しており、維持管理に対する市民の理解と協力を得ることが重要となっています。また、地域の特色や状況を踏まえながら、市民、事業者、行政が多様な関係性を構築することにより、「自分たちの緑は自分たちでまもる」という市民意識の醸成も必要です。

(9) 緑化に関わる活動等の状況

本市が進めている緑化事業には、公園、緑地の整備のほか、市民が主体の修景緑化、樹林育成等の各種事業、緑化啓発のイベント、ボランティアの指導等があります。また、市民による道路植樹柵や公園花壇への花植なども実施されています。

民間活動としては、「緑いっぱい市民運動」世話人会等が市の緑化運動に関して積極的な活動を続けています。釧路市では、関係諸団体と協力連携を図り、各種イベント、啓発活動等の緑化施策を推進しています。

表 釧路市の主な緑化関係団体

一般財団法人 釧路市公園緑化協会	1987年(昭和62年)設立	
2006年度(平成18年度)より地方自治法に基づく公の施設の指定管理者として都市公園等の維持管理を行っているほか、緑の保全と利用に関する普及啓発等を行い、釧路市の公園緑地事業、都市緑化事業の推進に寄与している。		
「緑いっぱい市民運動」世話人役	1971年(昭和46年)発足	135名
市民、企業、官公庁らの代表によって構成される。地域の緑化推進を行う。		
花と緑のまちづくり推進員	任期3年	39名
「緑いっぱい市民運動」世話人会が募り、地域の緑化推進を行う。		
フラワーマスター		62名
市の推薦等により北海道が委嘱し、道の緑化イベントへの協力、地域の緑化推進を行う。		
釧路市武佐の森の会		
武佐の森観察会、武佐の森清掃、研究会、講習会等を行う。		
柳町公園サクラ守(ほか7団体)		7団体
市民ボランティアによる柳町公園の桜の剪定、病気予防等により桜並木を保全する。柳町公園、運動公園、美原など7団体。		
釧路市音別町緑化推進委員会	1988年(昭和63年)発足	13団体
市、学校、林業関係者、商工会等により構成され、釧路市音別地域の植樹事業等を共催している。		

表 主な緑化事業やイベントなどの状況

緑化事業等	事業内容	運営主体
チューリップいっぱい運動	市民団体の協力で鶴ヶ岱公園等のチューリップ花壇の整備を行う。	世話人会
柳町公園花壇整備事業	柳町公園はなはな広場において、周辺の町内会等と花壇の整備と維持管理を行う。	市
春採湖修景緑化	市民の手による春採湖周辺の森づくりを進めている。	市
愛国緑地修景再生	市民との協働による愛国緑地の樹林帯保全を進めている。	市
柳町公園サクラ守 (ほか7団体)	柳町公園の桜を病気から守り、桜並木を保全する。	柳町公園サクラ守 (ほか7団体)
フラワー通りの道づくり事業	市内幹線道路(富士見緑ヶ岡通、共栄新橋大通)の植樹樹にコスモス、キンレンカなどの播種を行う。	世話人会
フラワーボックスの貸し出し	幅員2.5m以上の歩道に設置するフラワーボックスの貸し出しを行う。	世話人会
釧路港ウェルカムフラワー事業	釧路の玄関口である釧路港を花や緑で彩り、観光客に美しい釧路のまちを楽しんでいただくことを目的にプランターを設置し花植を行う。	釧路港利用整備促進協議会
農村景観形成活動事業	農業農村交流拠点施設のある山花地区を中心として農村景観形成の整備振興を図るため、市民協働で植樹を行う。	農業農村経営生産推進会議、 釧路市中山間集落
花いっぱい運動推進事業	阿寒本町及び阿寒湖温泉の13町内会が、国道沿道の4kmの区間において花壇への花植を行う。	連合町内会

イベント、啓発活動	概要	運営主体	回数 (年間)
植樹育樹事業	市内の公園を対象に、市民による高木等の植樹、移植、剪定等を行い、育樹についての啓発も促す。	市、協会、 世話人会等	1回
緑の愛護賞	地域緑化に貢献した団体や個人を町内会等の推薦により表彰する。	市	1回
花壇コンクール	公共用地、私有地を問わず、地域、学校、職場、関係団体から募集し、優秀者を表彰する。	市、協会、 世話人会等	1回
みどりの街頭募金	緑化のための募金活動を通じ、緑化の推進、啓発を図る。	市	1回
街のみどりパネル展	花壇コンクールなどの参加作品の写真等の展示を行う。	市	3回
宿根草交換会、園芸相談	市民が花苗を持ち寄って交換する機会をつくるとともに、市民の緑化に関する相談等を行う。	協会、世話人会	1回
みどりの環境づくり移動パネル展	パネル展を開催し、緑の環境づくりの普及や啓発を図る。	釧路総合振興局	1回

柳町公園(はなはな広場)



道路植樹樹の緑化



2 緑の課題について

これまでの緑の現況をもとに、緑が果たす4つの機能、効果の視点で課題について整理します。

(1) 環境保全に向けた課題

① 貴重な自然資源の維持保全の継続

- 日本最大の湿原である釧路湿原や阿寒湖周辺の森林等は貴重な自然資源であり、本市のみならず、周辺市町村や関係機関と連携しながら維持保全に努める必要があります。
- 阿寒地域、音別地域の大部分及び釧路地域外縁部に見られる豊かな森林資源や阿寒川、舌辛川、音別川などの河川環境を動植物の多様性に配慮しながら維持保全を図る必要があります。

② 市街地の緑の保全

- 市街地の緑の大きな軸を形成する新釧路川、釧路川、仁々志別川、阿寒川の緑を維持保全する必要があります。
- 住宅地に囲まれた春採湖や、武佐の森緑地等の貴重な自然環境を維持保全する必要があります。
- 既存の公園緑地等の適切な維持管理に努めるとともに、地域住民と協力して行う花壇づくりなどの緑化活動を継続する必要があります。

③ 環境維持機能を持つ緑の保全

- 釧路地域郊外の国立公園地域界までの湿地帯は、環境維持機能がある釧路湿原の緩衝地域としての役割を持つことから、現況植生を維持することへの配慮が必要です。



(2) 健康、レクリエーション機能の維持に向けた課題

① 公園等の整備及び効率的な維持管理

- 日常レクリエーション空間を確保するため公園等を継続して整備するとともに、社会経済状況の変化に対応した適正な公園配置を行う必要があります。
- 公園等の老朽化した施設の計画的な更新を継続して行うとともに、安全な公園の提供を確保しつつ維持管理に要する費用の低減が求められています。多様な主体による管理体制の強化を図りながら、公園等の効率的な維持管理を行う必要があります。
- 人口減少が進むなか、限られた財源のなかで適切な施設管理が求められています。公園同士の機能重複を解消するなど、維持管理の効率化を図るとともに、公園利用者のニーズに合致するよう公園施設の再編を行う必要があります。
- 身近な緑の拠点としての山花公園、釧路大規模運動公園及び阿寒丹頂の里などは、人口減少やライフスタイルの多様化等による利用者のニーズの変化に対応した施設の管理運営が求められています。
- 本市の顔となる釧路川リバーサイド緑地や市街地郊外で自然とふれあえる緑地等、市民に潤いを与える緑の保全が求められています。
- 釧路阿寒自転車道は、山花公園や仁々志別川の緑地等を結ぶレクリエーションネットワークを形成しており、適切な維持管理を図る必要があります。
- 人口減少や少子高齢化等に対応した持続可能でコンパクトなまちづくりの観点から、*釧路市立地適正化計画を踏まえ、既存の公園等の機能の集約や再編、長期末整備公園の廃止を含めた見直しを検討する必要があります。

(3) 良好な景観の保全に向けた課題

① 地域固有の自然景観を構成する緑の保全

- 釧路湿原、阿寒湖をはじめとする美しい眺望をもつ自然景観の保全に努める必要があります。
- 西部農村地域や阿寒、音別地域の自然と調和した田園風景を維持保全する必要があります。
- パシクル沼及びその周辺の砂浜やキナシベツ湿原等により創出される特徴的で自然と調和した海岸風景を維持保全する必要があります。



キナシベツ湿原

② 市街地における景観

- 都心部周辺は、市民、事業者、行政の協働による緑化活動等により、継続して良好な景観を形成する必要があります。また、釧路川リバーサイド緑地周辺は、観光、交流、文化の場として良好な河川景観を維持保全する必要があります。



釧路川リバーサイド緑地(右岸ぬさまい広場)

- 住宅地に囲まれた春採湖周辺の景観を構成する植生を保全する必要があります。



春採湖

(4) 防災機能の確保に向けた課題

① 自然災害に対応した防災機能の充実

- ・土砂流出防止と土壌保全のために、継続して森林保全に努める必要があります。
- ・釧路湿原及び釧路地域の市街地背後の湿地は、雨水を貯留する遊水機能、市街化による都市の温暖化を低減させる*微気象緩和効果を持つことから維持保全に努める必要があります。
- ・治水機能を確保するために周辺環境との調和を図りながら河川整備を行う必要があります。

② 災害時における既存の公園等の活用

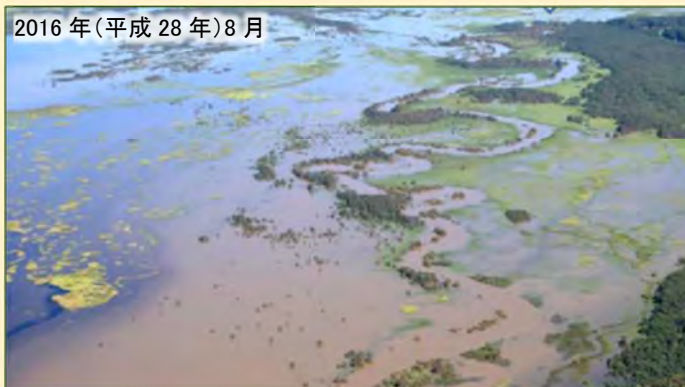
- ・公園等は大規模災害時の活動拠点等として活用されることから適切に維持管理する必要があります。
- ・臨港地区内の油槽所等に隣接する緑地等は、防火緩衝地帯として維持保全に努める必要があります。

釧路湿原の遊水機能

2015年(平成27年)7月



2016年(平成28年)8月



・通常時の写真と比較すると、湿原全体が湖沼のようになっています。

・釧路湿原が大量の水を貯留することにより、新釧路川の水位上昇を低減し、上昇速度も抑制されました。

写真:国土交通省ホームページより